

アーツカウンシル東京 令和3(2021)年度 「東京芸術文化創造発信助成」「芸術文化による社会支援助成」 「東京地域芸術文化助成」2月8日(月)より公募開始

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京では、東京の芸術文化の魅力を向上させ、世界に発信していく創造活動や、地域の文化の振興、社会や都市の様々な課題に取り組む芸術活動を支援しています。このたび、下記3つの助成プログラムの公募を2月8日(月)より開始します。

※東京芸術文化創造発信助成は、今回から、活動の目的や助成期間に応じて3つのカテゴリ一別に公募します。

- 令和3(2021)年度 東京芸術文化創造発信助成
 カテゴリⅠ 単年助成 第1期
 カテゴリⅡ 長期助成
 カテゴリⅢ 芸術創造環境の向上に資する事業【長期助成】【単年助成 第1期】
- 令和3(2021)年度 第1期 芸術文化による社会支援助成
- 令和3(2021)年度 東京地域芸術文化助成(一次募集)

令和3(2021)年度 東京芸術文化創造発信助成

「東京芸術文化創造発信助成」は、東京の都市としての魅力の向上に寄与する多様な創造活動とその担い手を支えるため、東京都内を活動拠点とする芸術家及び芸術団体等に対して活動経費の一部を助成します。

令和3(2021)年度第1期 東京芸術文化創造発信助成 カテゴリⅠ 単年助成 (旧・東京芸術文化創造発信助成 単年助成プログラム)

申請受付期間は2021年2月8日(月)～3月8日(月)消印有効です。

「カテゴリⅠ 単年助成」では、東京都内において実施される公演・展示・アートプロジェクト等の創造活動や、東京都内又は海外で実施される国際的な芸術交流活動をサポートします。

■対象となる事業の実施期間

2021年7月1日以降に開始し、2022年6月30日までに終了する事業

■対象となる分野及び活動内容

東京都内を活動拠点とする芸術団体等又は東京都内に居住する個人が主催する(※)下記の事業
※海外における事業で、申請者が主催者でない場合は、現地の主催者から招聘を受けている事業であること

(1)対象となる分野:音楽、演劇、舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)

(2)対象となる事業内容:次のア又はイのいずれかに該当する事業で、かつ公開を伴うものであること

ア 都内での芸術創造活動

都内で実施する公演・展示・アートプロジェクトその他の創造活動

※さまざまな芸術活動の複合的なもの(フェスティバル等)も対象となります。

イ 国際的な芸術交流活動

海外公演・展示、国際コラボレーション、国際フェスティバル、招聘公演・展示等

※都内だけで実施する「国際的な芸術交流活動」の場合、海外の芸術団体及び芸術家が事業の主たる役割を担っていること

■助成金額(補助率と申請上限額)

事業内容	実施場所	補助率	申請上限額	
			団体	個人
ア 都内での芸術創造活動	都内	助成対象経費の 1/2 以内	200 万円	50 万円
イ 国際的な芸術交流活動	都内又は海外		400 万円	

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に勘案して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査基準(助成方針)

審査においては、実現性に加え、革新性・独創性、影響力・波及力、国際性、将来性・適時性、継承性(伝統芸能分野の場合)の観点を重視します。また、活動基盤形成期(若手)、活動拡大・発展期(中堅)、活動成熟・トップ期(ベテラン)など、芸術家や芸術団体の各ステージに則した助成方針を定めています。

令和 3(2021)年度 東京芸術文化創造発信助成 カテゴリーⅡ 長期助成 (旧・東京芸術文化創造発信助成 長期助成プログラム)

申請受付期間は 2021 年 2 月 8 日 (月) ~ 3 月 8 日 (月) 消印有効です。

「カテゴリーⅡ 長期助成」では、発表活動だけでなく、作品制作のプロセスを含めて支援することで創造活動を促進すると共に、芸術団体のステップアップの後押しを目的に、2 年間又は 3 年間の支援を行います。

■対象となる事業の実施期間

2021 年 7 月 1 日以降に開始し、2023 年 6 月 30 日までに終了する事業(2 年間)
又は
2021 年 7 月 1 日以降に開始し、2024 年 6 月 30 日までに終了する事業(3 年間)

■対象となる分野及び活動内容

東京都内を活動拠点とする芸術団体等が東京都内又は海外で主催する(※)事業
※海外における事業で、申請者が主催者でない場合は、現地の主催者から招聘を受けている事業であること

- (1) 対象となる分野: 音楽、演劇、舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)
- (2) 対象となる事業内容:

目標を達成するために 2 年又は 3 年の継続的・段階的な取り組みを必要とする芸術活動で、次のアからウのいずれかに該当するもの、かつ公開を伴うものであること

●創作活動を主とするもの(クリエイション型)

ア 公演・展示とそれに伴うさまざまな互いに関連し合う活動(※)から成り立ち長期的な目標を達成するひとつの総合的な事業

※リサーチ、ワークショップ、レクチャー、会議、滞在制作、翻訳、リーディング、アーカイブ等、創造活動の準備段階に関わるものや、公演・展示とは異なる形式による成果発表等を指します。

イ 東京を代表する国際的な芸術団体へとステップアップする意欲を持ち、創作活動等を通じて段階的に目標に近づいていく事業

●企画制作活動を主とするもの(クリエイティブ・プラットフォーム型)

ウ 企画制作機能を持つ芸術団体や劇場、ホール、アトスペース等が、独自の芸術的視点に基づきプログラムの企画構成及び制作を行い、波及力・発信力のある方法で公開・発表活動を行う事業(特に、若手・中堅の企画制作者やプロデューサーに活躍の場を与えうるもの)

■助成金額(補助率と申請上限額)

事業内容	実施場所	補助率	助成期間を通じての申請上限額	
			2 年間	3 年間
●創作活動を主とするもの ●企画制作活動を主とするもの	都内又は海外	助成対象経費の 1/2 以内	800 万円	1,200 万円

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査基準(助成方針)

審査においては、計画性(実現性及び継続的発展性)に加え、革新性・独創性、影響力・波及力、国際性、将来性・適時性、継承性(伝統芸能分野の場合)の観点を重視します。また、活動基盤形成期(若手)、活動拡大・発展期(中堅)、活動成熟・トップ期(ベテラン)など、申請者の各ステージに則した助成方針を定めています。

令和 3(2021)年度 東京芸術文化創造発信助成
カテゴリⅢ 芸術創造環境の向上に資する事業【長期助成】【単年助成 第1期】
(旧・東京芸術文化創造発信助成における「芸術創造環境の向上に資する活動」)

申請受付期間は 2021 年 2 月 8 日 (月) ～3 月 8 日 (月) 消印有効です。

「カテゴリⅢ 芸術創造環境の向上に資する事業」では、芸術創造環境の課題に取り組む、分野全体を広く見渡した活動に対して、最長 3 年間の支援を行います。

※【単年助成】又は【長期助成(2年間又は3年間)】を選択できます。両方に申請することも可能です。

■対象となる事業の実施期間

【長期助成:2年間又は3年間】

2021年7月1日以降に開始し、2023年6月30日までに終了する事業(2年間)

又は

2021年7月1日以降に開始し、2024年6月30日までに終了する事業(3年間)

【単年助成:1年間】

2021年7月1日以降に開始し、2022年6月30日までに終了する事業

■対象となる分野及び活動内容

東京都内を活動拠点とする芸術団体等が東京都内又は海外で主催する事業

(1)対象となる分野:音楽、演劇、舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)

(2)対象となる事業内容:

東京における芸術創造環境の現状と課題を捉え、課題解決に実践的に取り組むことにより、アーティストをはじめとするさまざまな創造活動の担い手の創造環境向上に資する事業

(例)アーティストや芸術分野における専門職の人材育成事業、人材や情報の交流事業、アーカイブ活動(公開を伴い、芸術創造活動に資するもの)、芸術の普及に寄与する手法を開発する事業等

■助成金額(補助率と申請上限額)

事業内容	実施場所	補助率	助成期間を通じての申請上限額		
			1年間	2年間	3年間
長期助成 (2年間又は3年間)	都内又は海外	助成対象経費の2/3以内	/	400万円	600万円
単年助成(1年間)			100万円	/	/

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査基準(助成方針)

審査においては、計画性(実現性及び継続的発展性)に加え、芸術創造環境の課題を的確かつ適時に捉えているか、新たな発想で課題の解決に実践的に取り組んでいるか、提案している手法や仕組みが他の団体や事業にも波及し応用可能であるかの観点を重視します。

令和3(2021)年度 第1期 芸術文化による社会支援助成

申請受付期間は2021年2月8日(月)～3月8日(月) 消印有効です。

「芸術文化による社会支援助成」では、さまざまな社会環境にある人が共に参加し、個性を尊重し合いながら創造性を発揮することのできる芸術活動や、芸術文化の特性を活かし社会や都市のさまざまな課題に取り組む活動を支援します。

※今回から助成金額の上限が200万円に増額となりました。また、今回の申請事業を含む2年間又は3年間の計画を有し、成果を期待できる事業には、最長3年間まで優先的に支援する方針を新たに設けています。

■対象となる事業の実施期間

2021年7月1日以降に開始し、2022年6月30日までに終了する事業

■対象となる事業の実施場所

東京都内又は海外

■対象となる事業内容

東京都内を活動拠点とする芸術団体や中間支援団体、福祉団体、NPO等が主催する(※)下記の事業

※海外における事業で、申請団体が主催者でない場合は、現地の主催者から招聘を受けている事業であること

(1)対象となる活動(次のいずれかに該当する事業)

ア 社会的な環境により芸術の体験や参加の機会を制限されている人が、鑑賞・創作等の芸術体験を行い、創造性を発揮したり想像力を豊かにしたりすることができる活動

イ 申請団体自らの問題意識に基づいて社会課題(※)を設定し、様々な人や組織と連携・協働を行いながら課題解決に取り組む芸術活動

※特定の芸術分野や産業等の課題に留まらず、広く社会全体で共有しうる課題であること

(2)対象となる実施形態(次のいずれかに該当する事業)

ア 芸術創造活動(公演、展示、ワークショップ等) ※芸術の分野は問いません。

イ 環境整備活動(人材育成、調査研究、技術開発、アーカイブ作成等) ※成果の公開を伴うこと

(例)

・障害の有無、年齢、国籍、性差等に関わらず、多様な人が参加し芸術作品等を共同創作する仕組を作る活動〔参加者相互の関係性や価値観に変化をもたらし、多様性に基づく芸術活動の価値を社会に発信する。〕

・日本に在住する外国人が地域の人と出会い、芸術文化を通じて互いの理解を深める活動〔言語や文化的背景の違いから生じる問題に働きかけ、豊かで暮らしやすい地域コミュニティを形成する。〕

・さまざまな理由で芸術への参加機会を制限されてきた人が、技術の開発や新たな手法によって、分け隔てなく芸術の鑑賞や体験をできるようにする活動。また、それを支えたりつないだりする人を育成する活動

■助成金額(補助率と申請上限額)

助成対象経費の合計額の3分の2以内で、かつ200万円を上限額とします。

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に勘案して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査基準(審査の視点)

審査においては、計画性(事業目的、実施内容・実施方法の適合性、実現性)、先駆性・独創性、効果の広がり、継続的発展性の観点を重視します。

最長3年間までの優先的支援について

長期的視点を持つ活動を積極的に支援するため、今回の申請事業を含む2年間又は3年間の計画を有する事業については、今回の申請事業が優先的支援の対象として採択となった場合、当該事業の継続事業となる2年目、3年目の申請時における採択の優先度が上がります。

令和3(2021)年度 東京地域芸術文化助成(一次募集)

申請受付期間は2021年2月8日(月)～2月25日(木)消印有効です。

「東京地域芸術文化助成」では、東京における各地域の多彩な文化的特徴をかたちづくり国内外に広く発信する事業を対象とし、各地域の魅力を向上させ地域振興に寄与する活動を支援します。東京都内の無形民俗文化財の公開活動や、地域と連携して継続的に実施している地域の文化資源を活用する事業に対して、事業経費の一部を助成します。

■対象となる事業の実施期間

2021年4月1日以降に開始し、2022年3月31日までに終了する事業

■対象となる事業内容

区分1:無形民俗文化財活用事業(事業の実施場所:東京都内又は海外)

国又は地方公共団体が指定した東京都内の無形民俗文化財(※1)の所有者・保護団体等(※2)、また東京都内を活動拠点とする芸術団体等が主催する(※3)、国又は地方公共団体が指定した東京都内の無形民俗文化財の次世代への安定した継承に資する公開活動、若しくは国又は地方公共団体が指定した東京都内の無形民俗文化財を活用した地域の文化の振興に資する公演や映像による発信等の公開活動

※1 対象となる無形民俗文化財の範囲は、国又は地方公共団体が指定した無形民俗文化財及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(いわゆる「記録選択」とします)。

※2 国又は地方公共団体が無形民俗文化財として指定する際に明記されている団体等

※3 海外における事業で、申請者が主催者でない場合は、現地の主催者から招聘を受けている事業であること

区分2:地域文化資源活用事業(事業の実施場所:東京都内)

東京都内を活動拠点とする芸術団体、NPO、実行委員会等の任意団体等が主催する、東京都内の特定の地域と結びついた文化資源を活用する公開活動であり、かつ申請する活動と同じ内容の事業で、東京都内の同じ地域でこれまでに少なくとも2回以上実施されていること(ただしその内1回は過去3年間以内の実施であること)。またその実施に際して、地域の人々が関わり参加する活動であるとともに地域の企業や組織等との協力・連携があり、その地域の魅力を国内外に発信・普及する活動(映像等による発信活動を含む)。ただし、町会・商店会の主催する一般的な祭りやイベントを除きます。

■助成金額(補助率と申請上限額)

事業内容	実施場所	補助率	申請上限額
区分1 無形民俗文化財活用事業	都内又は海外	助成対象経費の1/2以内	50万円
区分2 地域文化資源活用事業	都内		

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査基準(助成方針)

無形民俗文化財活用事業の審査においては、実現性に加え、継承性、地域性の観点を重視します。地域文化資源活用事業の審査においては、実現性に加え、地域文化資源としての妥当性、地域との連携に基づく発信力の観点を重視します。

※各プログラムの詳細は公募ガイドラインをご覧ください。

下記ウェブサイトからダウンロードできます。

www.artscouncil-tokyo.jp

●アーツカウンシル東京

世界的な芸術文化都市東京として、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める多様な事業を展開しています。新たな芸術文化創造の基盤整備をはじめ、東京の独自性・多様性を追求したプログラムの展開、多様な芸術文化活動を支える人材の育成や国際的な芸術文化交流の推進等に取り組みます。また、オリンピック・パラリンピックが開催される東京を文化の面から盛り上げるプログラムを「Tokyo Tokyo FESTIVAL」として展開しています。

<本リリースに関するお問い合わせ>

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京 広報担当：糸園、圓城寺

TEL : 03-6256-8432 E-mail : press@artscouncil-tokyo.jp